

# 患者様の権利について

当院は、急性期の患者様を主に治療することを目標としている病院です。  
患者様一人一人の人権を尊重し、適切な医療を提供したいと考えております。

- 個人的な背景の違いや病気の性質にかかわらず、個人の尊厳が保たれ、必要な医療を差別なく受ける権利があります。
- 医療の内容、その危険性及び回避の可能性について理解できる言葉で説明を受け、十分な納得と合意の上で適切な医療を選択できる権利があります。
- 今、受けている医療の内容について希望を申し出る権利があります。
- 医療上の個人情報を守る権利があります。
- 研究の途上にある治療を進める場合には、治療の内容や従来の治療の方法との違いなどについて事前に十分な説明を受け、合意の上で治療を受ける権利があります。
- 自分の診療録の開示(記載内容の説明、閲覧、複写など)を求める権利や他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。

## こどものみなさまの権利(けんり)

わたしたちは、この約束(やくそく)を大切(たいせつ)に守(まも)ります。

- あなたは、どのようなときでもひとりの人間(にんげん)として大切(たいせつ)にされます。
- あなたにとって最(もっと)も良(よい)い医療(いりょう)を安全(あんぜん)に受(う)けることができます。
- あなたは、病気(びょうき)のことや治(なお)していく方法(ほうほう)について、わからないことや不安(ふあん)なことは、いつでも病院(びょういん)の人(ひと)にわかりやすく教(おし)えてもらうことができます。
- あなたは、病気(びょうき)の説明(せつめい)を聞(き)いた後(あと)、自分(じぶん)の考(かんが)えや気持(きも)ちを家族(かぞく)や病院(びょういん)の人(ひと)にいつでも伝(つた)えることができます。
- あなたは、知(し)られたくないことがあれば、病院(びょういん)の人(ひと)に伝(つた)えることで、秘密(ひみつ)にすることができます。
- あなたは、入院(にゅういん)していても、勉強(べんきょう)したり、遊(あそ)んだりすることができます。